

郡上市パブリックコメント制度実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、パブリックコメント制度に関する必要な事項を定めることにより、市の基本的な政策形成過程における市民等の行政参画の機会を保障し、市民等に対する説明責任を果たすことで、行政運営の透明性を確保し、公正で一層開かれた市政の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) **パブリックコメント制度** 市の基本的な政策等の策定過程において、案の段階でその趣旨、目的、内容その他必要な事項を公表し、広く市民等から意見及び情報（以下「意見等」という。）を求め、提出された意見等を考慮して政策等の意思決定をするとともに提出された意見等の概要及び当該意見等に対する市の考えを公表する一連の手続きのことをいう。
- (2) **実施機関** 市長（水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公平委員会及び消防長をいう。
- (3) **市民等** 市内に住所を有する者、市内に通勤又は通学する者、市内に事務所又は事業所を有するもの、その他パブリックコメント制度に係る事案に利害関係を有するものをいう。

(対象)

第3条 パブリックコメント制度の対象となる市の基本的な政策等（以下「政策等」という。）の策定は、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる条例の制定及び改廃
 - ア 市の基本的な制度を定める条例
 - イ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項を除く。）
- (2) 市の基本的な施策に関する計画及び指針の策定又は改定
- (3) その他、市が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント制度を実施しないことができる。

- (1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なものである場合
- (2) 市の裁量の余地がないと認められる場合
- (3) 意見聴取の手続きが法令で定められている場合
- (4) 附属機関又はこれに準ずる機関においてパブリックコメント制度に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき政策等を決定する場合

(政策等の案の公表)

第4条 実施機関は、前条第1項各号に掲げる政策等を策定しようとするときは、最終的な意思決定前に相当の期間を設けて、政策等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、市民等が理解しやすいよう併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

- (1) 政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 政策等の案を作成した際の実施機関の考え方及び論点
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める資料

3 前2項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 実施機関の担当窓口における閲覧及び配布
- (2) 市のホームページへの掲載
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法

(市民等への周知)

第5条 実施機関は、前条の規定による政策等の案を公表する前に、次に掲げる事項を市広報紙、市ホームページへ掲載し、広く市民等に周知するものとする。

- (1) 政策等の案の名称
- (2) 政策等の案に対する意見等の提出期間
- (3) 政策等の案の入手方法
(意見等の提出)

第6条 実施機関は、政策等の案の公表の日から30日程度の期間を設けて、政策等の案に対する意見等の提出を受けなければならない。

2 前項に規定する意見等の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他実施機関が必要と認める方法

3 意見等の提出をしようとする市民等は、原則として住所、氏名又は団体名、電話番号を明らかにしなければならない。

(提出された意見等の取扱い)

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等について意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により意思決定を行ったときは、提出された意見等及び提出された意見等に対する実施機関の考え方並びに政策等の案を修正したときは、その修正内容を公表するものとする。ただし、郡上市情報公開条例(平成16年郡上市条例第10号)第7条第1項各号に規定する非公開情報に該当するものは除く。

3 前項の公表については、第4条第3項各号に掲げる方法とする。

(実施状況の公表)

第8条 市長は、パブリックコメント制度を実施している案件の一覧表を作成し、市のホームページに公表するものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、パブリックコメント制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。